

議案第 1 号

平成28年度富山県一般会計予算

平成28年度富山県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 558,216,520 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		139,893,000
	1 県 民 税	44,926,000
	2 事 業 税	28,980,000
	3 地 方 消 費 税	33,243,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,593,000
	5 県 た ば こ 税	1,214,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	324,000
	7 自 動 車 取 得 税	1,131,000
	8 軽 油 引 取 税	10,734,000
	9 自 動 車 税	16,741,000
	10 鉦 区 税	1,000
	11 狩 猟 税	6,000
2 地方消費税清算金		39,177,071
	1 地方消費税清算金	39,177,071
3 地方譲与税		18,690,001
	1 地方法人特別譲与税	16,371,000

	2 地方揮発油譲与税	2,149,000
	3 石油ガス譲与税	121,000
	4 航空機燃料譲与税	49,000
	5 地方道路譲与税	1
4 地方特例交付金		359,000
	1 地方特例交付金	359,000
5 地方交付税		128,700,000
	1 地方交付税	128,700,000
6 交通安全対策 特別交付金		329,000
	1 交通安全対策 特別交付金	329,000
7 分担金及び負担金		2,742,211
	1 分担金	268,793
	2 負担金	2,473,418
8 使用料及び手数料		9,846,597
	1 使用料	7,815,501
	2 手数料	2,031,096
9 国庫支出金		56,172,357
	1 国庫負担金	20,969,586
	2 国庫補助金	33,416,437

一般会計

	3 委 託 金	1,786,334
10 財 産 収 入		1,247,822
	1 財 産 運 用 収 入	532,704
	2 財 産 売 払 収 入	715,118
11 寄 附 金		73,130
	1 寄 附 金	73,130
12 繰 入 金		16,087,030
	1 特 別 会 計 繰 入 金	6,153,284
	2 基 金 繰 入 金	9,933,746
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		77,918,700
	1 延 滞 金、加 算 金 料 及 び 過 料	158,626
	2 県 預 金 利 子	31,285
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	628,402
	4 貸 付 金 元 利 収 入	60,737,532
	5 受 託 事 業 収 入	1,291,052
	6 収 益 事 業 収 入	3,350,414
	7 雑 入	11,721,389

15 県	債		66,980,600	
		1 県	債	66,980,600
歳 入		合 計		558,216,520
歳 出				(単位 千円)
	款	項	金 額	
1 議 会 費			1,119,630	
		1 議 会 費	1,119,630	
2 総 務 費			25,313,371	
		1 総 務 管 理 費	9,398,466	
		2 企 画 費	5,182,218	
		3 自 然 保 護 費	1,186,273	
		4 徴 税 費	4,647,420	
		5 市 町 村 振 興 費	939,203	
		6 選 挙 費	945,095	
		7 防 災 費	2,352,779	
		8 統 計 調 査 費	384,764	
		9 人 事 委 員 会 費	133,392	
		10 監 査 委 員 費	143,761	
3 民 生 費			51,096,512	

一般会計

	1 社会福祉費	37,178,734
	2 児童福祉費	13,580,702
	3 生活保護費	324,586
	4 災害救助費	12,490
4 衛生費		31,200,304
	1 公衆衛生費	20,279,364
	2 環境衛生費	695,090
	3 保健所費	1,622,751
	4 医務費	6,075,951
	5 薬務費	917,092
	6 公害防止費	1,610,056
5 労働費		2,463,892
	1 労政費	563,470
	2 職業訓練費	1,435,086
	3 失業対策費	400,310
	4 労働委員会費	65,026
6 農林水産業費		38,842,036
	1 農業費	7,806,939
	2 畜産業費	791,379

	3 農 地 費	15,151,991
	4 林 業 費	12,865,904
	5 水 産 業 費	2,225,823
7 商 工 費		59,826,213
	1 商 業 費	54,464,002
	2 工 鉱 業 費	4,261,960
	3 観 光 費	1,100,251
8 土 木 費		60,504,437
	1 土 木 管 理 費	2,470,133
	2 道 路 橋 り ょ う 費	25,137,351
	3 河 川 海 岸 費	15,408,024
	4 港 湾 費	4,978,610
	5 都 市 計 画 費	10,550,940
	6 住 宅 費	1,959,379
9 警 察 費		26,989,770
	1 警 察 管 理 費	26,467,961
	2 警 察 活 動 費	521,809
10 教 育 費		107,096,300
	1 教 育 総 務 費	8,072,950

一般会計

	2 小 学 校 費	32,642,391
	3 中 学 校 費	19,203,448
	4 高 等 学 校 費	26,890,641
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,168,252
	6 大 学 費	2,236,757
	7 社 会 教 育 費	6,069,896
	8 保 健 体 育 費	1,811,965
11 災 害 復 旧 費		5,262,055
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,458,310
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,803,745
12 公 債 費		93,028,317
	1 公 債 費	93,028,317
13 諸 支 出 金		55,273,683
	1 諸 支 出 金	55,273,683
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		558,216,520

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
秘書業務労働者派遣費	平成29年度から 平成31年度まで	83,507
職員証発行業務費	平成29年度から 平成33年度まで	663
富山県庁情報通信網整備事業	平成29年度から 平成33年度まで	258,963
電子自治体システム整備事業	平成29年度から 平成33年度まで	19,817
印刷広報費	平成29年度	2,900
富山県水墨美術館管理事業	平成29年度	3,389
富山県立山博物館管理事業	平成29年度	545
富山県民会館管理事業	平成29年度	912
高志の国文学館管理事業	平成29年度から 平成31年度まで	10,536
富山県利賀芸術公園管理事業	平成29年度から 平成30年度まで	5,000
富山県民共生センター情報システム更新事業	平成29年度から 平成33年度まで	21,621
富山県福祉施設支援資金貸付事業損失補償 1 相手方 社会福祉法人富山県社会	平成29年度から 平成36年度まで	平成28年度の貸付事業に係る貸付事業費の30%に相当する額の範囲内

一般会計

<p>福祉協議会</p> <p>2 損失補償の対象</p> <p>貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額</p>		
<p>精神障害者保健福祉手帳等 交付事務システム整備事業</p>	<p>平成29年度から 平成33年度まで</p>	<p>3,548</p>
<p>と畜検査データ管理システム 整備事業</p>	<p>平成29年度から 平成33年度まで</p>	<p>7,129</p>
<p>後発医薬品品質情報提供等 推進事業</p>	<p>平成29年度から 平成32年度まで</p>	<p>24,640</p>
<p>元気とやま中小ベンチャー 総合支援ファンド事業損失 補償</p> <p>1 相手方 公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業において、投資債務保証事業又は融資債務保証事業につき機構が代位弁済した額及び直接投資事業につき機構の損失が発生した場合の損失額に10分の7を乗じて得た額の合計額の範囲内</p>	<p>投資債務保証事業については 平成28年度から 平成40年度まで 融資債務保証事業については 平成28年度から 平成37年度まで 直接投資事業については 平成28年度から 平成38年度まで</p>	<p>47,000</p>
<p>中小企業制度融資損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象</p>	<p>平成28年度</p>	<p>41,000</p>

<p>富山県の制度融資（小口事業資金あっせん保証融資資金、経営安定資金連鎖倒産防止枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>		
<p>創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>平成28年度</p>	<p>16,000</p>
<p>経営安定資金企業再生支援枠損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 経営安定資金企業再生支援枠について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>平成28年度から 平成40年度まで</p>	<p>9,000</p>
<p>緊急経営改善資金損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 緊急経営改善資金について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>平成28年度から 平成40年度まで</p>	<p>25,000</p>

富山勤労総合福祉センター 設備等整備費元利償還金補助 相手方 一般財団法人富山勤労総合福祉センター	平成29年度から 平成33年度まで	元金 6,134 千円及びその利子の範囲内
民間委託職業訓練事業	平成29年度	173,007
農業近代化資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第 202 号）に基づく資金 3 利子補給の対象となる貸付金 1,500,000千円以内 4 利子補給期間 20年以内	平成29年度から 平成48年度まで	年 4.2 %以内の利子補給 144,963
農業振興資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類 富山県農業振興資金融通要綱（平成12年農経第 869 号）に基づく資金 3 利子補給の対象となる貸付金 農業経営安定資金 100,000千円以内 4 利子補給期間 7年以内	平成29年度から 平成35年度まで	年 3.5 %以内の利子補給 3,193
球根優良品種導入資金利子補給	平成29年度から 平成31年度まで	年 2.0 %以内の利子補給 660

一般会計

<p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県球根優良品種導入資金融通要綱（昭和44年農政第1049号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 球根優良品種導入資金 40,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 3年以内</p>		
<p>農業担い手育成強化資金利子補給</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 富山県農業担い手育成強化資金利子補給金交付要綱（平成13年富山県農林水産部長通知農経第679号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成29年度から 平成35年度まで</p>	<p>年1.4%以内の利子補給 768</p>
<p>畜産特別資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 経営改善計画に基づき、借入金の償還軽減のため、農業協同組合その他の融</p>	<p>平成29年度から 平成53年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,884</p>

資機関が畜産経営体に貸し付ける資金 3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内 4 利子補給期間 25年以内		
中山間地域活性化資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類 中山間地域の農業を総合的に振興し、地域の活性化を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金 3 利子補給の対象となる貸付金 60,000千円以内 4 利子補給期間 25年以内	平成29年度から 平成53年度まで	年 2.5 %以内の利子補給 6,791
農業経営基盤強化資金利子助成補助 1 相手方 市町村 2 資金の種類 日本政策金融公庫資金 3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内 4 利子補給期間 7年以内	平成29年度から 平成35年度まで	年 0.5 %以内の利子補給 2,166
農業経営負担軽減支援資金利子補給	平成29年度から 平成43年度まで	年 2.5 %以内の利子補給 21,928

<p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農家の既往債務の軽減を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>		
<p>新規就農者特別保証制度損失補償</p> <p>1 相手方 富山県農業信用基金協会（以下「協会」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 富山県が協会と締結する損失補償契約の対象となる債務保証につき、協会が代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	平成28年度	1,500
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 公益社団法人全国農地保有合理化協会</p> <p>2 損失補償の対象 公益社団法人全国農地保有合理化協会が富山県農林水産公社に農地中間管理事業農地売買事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	平成28年度から平成37年度まで	元金 108,000 千円及び延滞金並びに違約金相当額

県営水利施設整備事業小矢部川3期地区水管理制御設備工事	平成29年度	100,000
県営農村地域防災減災事業七里池地区七里池堤体改修工事	平成29年度	80,000
県営農村地域防災減災事業坪野長池地区坪野長池堤体改修工事	平成29年度	80,000
県営農村地域防災減災事業伊次郎大池地区伊次郎大池堤体改修工事	平成29年度	170,000
県営農村地域防災減災事業きじヶ谷地区きじヶ谷池堤体改修工事	平成29年度	107,000
県営農村地域防災減災事業上田地区瀬戸前大池堤体改修工事	平成29年度	130,000
県営農村地域防災減災事業十二町地区十二町排水機場電気設備更新工事	平成29年度	400,000
富山県農林水産公社事業資金損失補償 1 相手方 (株)日本政策金融公庫(以下「公庫」という。) 2 損失補償の対象 公庫が富山県農林水産公社(以下「公社」という。)に造林資金651,538千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失	公庫が、公社に資金を貸し付けたときから当該貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間が満了し、公庫が補償の履行日として指定する日まで	貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日(以下「損失確定日」という。)において、公庫が弁済を受けていない元金651,538千円、その利子(遅延利息を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行日まで年11%の割合による利子の範囲内

<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金43,381千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>平成28年度から平成38年度まで</p>	<p>元金43,381千円及びその利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金3,456,045千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>平成28年度から平成29年度まで</p>	<p>元金3,456,045千円及びその利子の範囲内</p>
<p>漁業近代化資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)富山県漁業近代化資金制度実施要綱に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 400,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>	<p>平成29年度から平成49年度まで</p>	<p>年3.5%以内の利子補給 53,161</p>

<p>漁業近代化資金損失補償</p> <p>1 相手方 富山県漁業信用基金協会</p> <p>2 損失補償の対象 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき債務保証したものに つき代位弁済した額</p>	<p>平成28年度</p>	<p>1,000千円の範囲内において代位弁済したとき知事が認めた額</p>
<p>漁業経営安定等資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業経営の維持安定等を図るため、中小漁業者等に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 600,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>平成29年度から平成44年度まで</p>	<p>年1.55%以内の利子補給 40,908</p>
<p>富山県道路公社事業資金債務保証</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 債務保証の対象 富山県道路公社が能越自動車道有料道路事業運転資金に充てる借入金に係る債務</p>	<p>平成28年度から平成38年度まで</p>	<p>元金1,100,000千円及びその利子相当額</p>
<p>一般県道小杉栂山新線あいの風とやま鉄道線栂山架道橋委託工事</p>	<p>平成29年度から平成31年度まで</p>	<p>1,240,000</p>

主要地方道富山立山公園線 藤木高架橋外上部工工事	平成29年度	1,050,000
富山県富岩運河環水公園整 備事業	平成29年度	183,084
県民公園太閤山ランドプー ル広場塗装工事	平成29年度	20,000
滞納家賃回収事業	平成29年度から 平成30年度まで	1,426
県立学校情報教育設備整備 事業	平成29年度から 平成33年度まで	156,764
富山県総合教育センター情 報教育設備整備事業	平成29年度から 平成33年度まで	4,307
生涯学習情報提供ネットワ ークシステム更新整備事業	平成29年度から 平成33年度まで	7,547
県立図書館システム更新整 備事業	平成29年度から 平成33年度まで	45,603
警察広報器材整備事業	平成29年度から 平成33年度まで	7,137
通信指令システム整備事業	平成29年度から 平成33年度まで	454,713

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備費	3,216,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災費	3,026,000			
並行在来線費	1,472,000			
高志リハビリテーション病院整備費	127,000			
老人福祉施設整備費	126,000			
水道事業出資金	7,000			
石綿健康被害救済基金拠出金	19,600			
公共等補助費	10,553,400			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000			
北陸新幹線整備費	1,301,000			
直轄事業費金	10,111,800			
公園整備事業費	506,000			
公営住宅建設費	62,000			
合併推進事業費	1,376,800			
地方道整備費	3,786,000			
自然災害防止費	344,000			

警察施設整備費	1,573,000			
臨時高等学校費	468,000			
特別支援学校費	147,000			
地域活性化費	78,000			
施設整備補助費	397,000			
補助直轄災害費	1,912,000			
単独災害復旧費	61,000			
退職手当債	600,000			
臨時財政対策債	25,700,000			
計	66,980,600			

議案第 2 号

平成28年度富山県物品調達等管理特別会計予算

平成28年度富山県の物品調達等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ648,174千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000千円と定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			1
	1 繰越金		1
2 諸収入			648,173
	1 雑収入		648,173
歳入合計			648,174
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総務費			648,174
	1 総務管理費		648,174
歳出合計			648,174

議案第 3 号

平成28年度富山県公債管理特別会計予算

平成28年度富山県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,795,342千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			96,107,342
	1 一 般 会 計 繰 入 金		92,973,742
	2 基 金 繰 入 金		3,133,600
2 県 債			59,688,000
	1 県 債		59,688,000
歳 入 合 計			155,795,342
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 公 債 費			155,795,342
	1 公 債 費		155,795,342
歳 出 合 計			155,795,342

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	59,688,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 4 号

平成28年度富山県収入証紙特別会計予算

平成28年度富山県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,457,580 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 証 紙 収 入			3,457,579
	1 証 紙 収 入		3,457,579
2 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
歳 入 合 計			3,457,580
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 出 金			3,457,580
	1 他 会 計 繰 出 金		3,457,580
歳 出 合 計			3,457,580

議案第 5 号

平成28年度富山県母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算

平成28年度富山県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 111,449 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			260
	1 一般会計繰入金		260
2 繰 越 金			49,412
	1 繰 越 金		49,412
3 諸 収 入			61,777
	1 県預金利子		33
	2 貸付金元利収入		61,624
	3 雑 入		120
歳 入 合 計			111,449
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民 生 費			111,449
	1 児童福祉費		111,449
歳 出 合 計			111,449

議案第 6 号

平成28年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算

平成28年度富山県の中小企業活性化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,135,074千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			1,370,363
	1 繰 越 金		1,370,363
2 諸 収 入			444,711
	1 県 預 金 利 子		2,011
	2 貸 付 金 元 利 収 入		441,700
	3 雑 入		1,000
3 県 債			320,000
	1 県 債		320,000
歳 入 合 計			2,135,074
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 商 工 費			2,135,074
	1 工 鉱 業 費		2,135,074
歳 出 合 計			2,135,074

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業 高度化資金	320,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

平成28年度富山県就農支援資金特別会計予算

平成28年度富山県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,236千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			471
	1 一般会計繰入金		471
2 繰 越 金			34,893
	1 繰 越 金		34,893
3 諸 収 入			16,872
	1 県預金利子		10
	2 貸付金元利収入		16,862
歳 入 合 計			52,236
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			52,236
	1 農林金融対策費		52,236
歳 出 合 計			52,236

議案第 8 号

平成28年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成28年度富山県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,099千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰入金			1,099
	1 一般会計繰入金		1,099
2 繰越金			27,882
	1 繰越金		27,882
3 諸収入			42,118
	1 県預金利子		1
	2 貸付金元利収入		42,116
	3 雑入		1
歳入合計			71,099
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農林水産業費			71,099
	1 水産業費		71,099
歳出合計			71,099

議案第 9 号

平成28年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算

平成28年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 331,118 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000 千円と定める。

平成28年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		26,130
	1 負 担 金	26,130
2 使用料及び手数料		90,001
	1 使 用 料	90,001
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		46,368
	1 一 般 会 計 繰 入 金	46,368
5 繰 越 金		24,913
	1 繰 越 金	24,913
6 諸 収 入		143,705
	1 県 預 金 利 子	114
	2 貸 付 金 元 利 収 入	68,955
	3 雑 収 入	74,636
歳 入 合 計		331,118

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			331,118
	1 林 業 費		331,118
歳 出 合 計			331,118

議案第 10 号

平成28年度富山県奨学資金特別会計予算

平成28年度富山県の奨学資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 201,674 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			5,744
	1 一般会計繰入金		5,744
2 繰 越 金			34,694
	1 繰 越 金		34,694
3 諸 収 入			161,236
	1 貸付金元利収入		157,653
	2 雑 入		3,583
歳 入 合 計			201,674
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 教 育 費			201,674
	1 教育総務費		201,674
歳 出 合 計			201,674

議案第 11 号

平成28年度富山県公共用地先行取得事業
特別会計予算

平成28年度富山県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,519,478千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,100,000千円と定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			399,970
	1 財 産 運 用 収 入		52,215
	2 財 産 売 払 収 入		347,755
2 繰 入 金			2,507
	1 一 般 会 計 繰 入 金		2,507
3 繰 越 金			17,001
	1 繰 越 金		17,001
4 県 債			1,100,000
	1 県 債		1,100,000
歳 入 合 計			1,519,478
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			52,215
	1 総 務 管 理 費		52,215
2 土 木 費			1,467,263
	1 土 木 管 理 費		137,756

公共用地先行取得事業特別会計

	2 県単独公共用地先行 取得事業費	1,324,507
	3 予備費	5,000
歳出合計		1,519,478

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県単独公共用地特別先行取得事業費	平成29年度から 平成30年度まで	300,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地 先行取得事業費	1,100,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

平成28年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」 資金特別会計予算

平成28年度富山県の「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,524,600 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			502,122
	1 財 産 運 用 収 入		502,122
2 繰 越 金			5,020,753
	1 繰 越 金		5,020,753
3 諸 収 入			1,725
	1 県 預 金 利 子		1,725
歳 入 合 計			5,524,600
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			5,524,600
	1 総 務 管 理 費		5,524,600
歳 出 合 計			5,524,600

「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計

議案第 13 号

平成28年度富山県港湾施設特別会計予算

平成28年度富山県の港湾施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,435,666千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			380,185
	1 使 用 料		380,185
2 繰 入 金			854,479
	1 一 般 会 計 繰 入 金		854,479
3 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
4 諸 収 入			1
	1 雑 入		1
5 県 債			1,201,000
	1 県 債		1,201,000
歳 入 合 計			2,435,666
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 土 木 費			2,435,666
	1 港 湾 費		2,435,666
歳 出 合 計			2,435,666

港湾施設特別会計

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
伏木富山港新湊地区多目的 国際ターミナル管理事業	平成29年度	2,465

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	742,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
荷役機械建設費	459,000			
計	1,201,000			

議案第 14 号

平成28年度富山県工業用地等管理特別会計予算

平成28年度富山県の工業用地等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85,412千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			52,189
	1 使 用 料		52,189
2 財 産 収 入			32,907
	1 財 産 運 用 収 入		30,750
	2 財 産 売 払 収 入		2,157
3 繰 越 金			3
	1 繰 越 金		3
4 諸 収 入			313
	1 県 預 金 利 子		1
	2 雑 入		312
歳 入 合 計			85,412
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 臨海工業用地 造成事業費			35,065
	1 臨海工業用地 造成事業費		35,065
2 太閤山住宅団地 造成事業費			2,156

工業用地等管理特別会計

	1 太閣山住宅団地造成事業費	2,156
3 ふ頭用地造成事業費		48,191
	1 ふ頭用地造成事業費	48,191
歳 出 合 計		85,412

平成28年度富山県流域下水道事業特別会計予算

平成28年度富山県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,241,522千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		3,144,781
	1 負 担 金	3,144,781
2 国庫支出金		1,778,947
	1 国庫補助金	1,778,947
3 繰入金		1,326,513
	1 一般会計繰入金	1,326,513
4 繰越金		55,928
	1 繰越金	55,928
5 諸収入		264,353
	1 受託事業収入	254,353
	2 雑収入	10,000
6 県債		671,000
	1 県債	671,000
歳 入 合 計		7,241,522

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 流域下水道事業費			7,241,522
	1 流域下水道建設費		4,730,367
	2 流域下水道管理費		2,501,155
	3 予備費		10,000
歳 出 合 計			7,241,522

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	671,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

平成28年度富山県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度富山県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 富山県立中央病院

(1) 事業量

ア) 病床数	733床
一般病床	665床
結核病床	16床
感染症病床	2床
精神病床	50床

(イ) 患者数

入院患者	年間	221,104人	1日平均	606人
外来患者	年間	347,700人	1日平均	1,425人

(2) 主要な建設改良事業

新棟建設事業	881,000千円
既存棟改修事業	948,357千円
非常用発電機設備整備事業	507,929千円
医療器械整備	3,063,195千円

2 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

(1) 事業量

ア) 病床数	202床
一般病床	202床

(イ) 患者数

入院患者	年間	65,700人	1日平均	180人
外来患者	年間	73,200人	1日平均	300人

(2) 主要な建設改良事業

屋根付駐車場及び外構等整備事業	268,868千円
-----------------	-----------

中央駐車場等整備事業 183,615千円

富山県地域リハビリテーション総合支援センター等
整備事業 43,387千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	25,675,730千円
第1項 医業収益	22,800,268千円
第2項 医業外収益	2,875,461千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 病院事業費用	26,103,719千円
第1項 医業費用	25,252,036千円
第2項 医業外費用	491,182千円
第3項 特別損失	360,001千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,710,936千円は、過年度分損益勘定留保資金2,710,936千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	4,684,303千円
第1項 企業債	4,303,000千円
第2項 補助金	156,363千円
第3項 出資金	222,439千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 資本剰余金	2,500千円

支 出

第1款 資本的支出	7,395,239千円
第1項 建設改良費	5,987,399千円
第2項 企業債償還金	1,407,340千円

第3項 予備費

500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県立中央病院ウォッシャーディスインフェクター保守業務委託	平成29年度から平成34年度まで	20,000
富山県立中央病院人工心肺装置保守業務委託	平成29年度から平成33年度まで	5,760

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
富山県立中央病院新棟建設事業費	843,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
富山県立中央病院既存棟改修事業費	948,000			
富山県立中央病院非常用発電機設備整備事業費	445,000			
富山県立中央病院リニアック整備費	615,000			
富山県立中央病院医療器械整備事業費	1,040,000			
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター屋根付駐車場及び外構等整備事業費	268,000			

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター中央駐車場等整備事業費	144,000			
計	4,303,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,922,282千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,764,050千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,031,099千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,799,519千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療器械	リニアック	1
	医療器械	ハイブリッド手術装置	1
	医療器械	ロボット手術装置	1
	医療器械	ウォッシャーディスインフェクター	1
	医療器械	映像管理システム	1
	医療器械	生体情報モニタシステム	1
	医療器械	人工心肺装置	1

平成28年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成28年度富山県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成28年度富山県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	512,580MWh		
(2) 主要な建設改良事業	上百瀬発電所(仮称)建設事業	事業費	793,444千円
	地熱資源開発調査事業	事業費	120,000千円
	固定資産改良事業	事業費	515,483千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事業収益	4,630,551千円
第 1 項 営業収益	4,484,316千円
第 2 項 財務収益	9,052千円
第 3 項 営業外収益	137,163千円
第 4 項 特別利益	20千円
支 出	
第 1 款 事業費	3,883,033千円
第 1 項 営業費用	3,633,100千円
第 2 項 財務費用	94,898千円
第 3 項 営業外費用	150,015千円
第 4 項 特別損失	20千円
第 5 項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,511,651 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,008,572 千円、過年度分損益勘定留保資金 503,079 千円で補てんするものとす

る。)

収 入	
第1款 資本的収入	492,498千円
第1項 補助金	90,000千円
第2項 投資及び貸付金償還金	402,478千円
第3項 受託工事収入	10千円
第4項 雑 入	10千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,004,149千円
第1項 建設改良費	1,428,927千円
第2項 受託工事費	10千円
第3項 企業債償還金	571,212千円
第4項 予 備 費	4,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
発電所機器更新工事費	平成29年度	360,396
井田川水系外ダム監視制御システム更新工事費	平成29年度	539,460
発電所水車発電機等修繕工事費	平成29年度	187,920
発電所等保守点検業務委託	平成29年度から平成31年度まで	273,900
P C B 廃棄物無害化処理業務委託	平成29年度	41,040

秘書業務労働者派遣費	平成29年度から 平成31年度まで	8,368
システム更新費	平成29年度	26,692

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 636,769千円
- (2) 交際費 190千円

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成28年度富山県水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成28年度富山県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	40,102,020 ^m		
(2) 主要な建設改良事業	西部水道用水供給事業	事業費	560,000千円
	東部水道用水供給事業	事業費	49,258千円
	附帯事業	事業費	37,800千円
	固定資産改良事業	事業費	251,452千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	2,101,672千円
第 1 項 営業収益	1,968,737千円
第 2 項 営業外収益	132,915千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	1,860,424千円
第 1 項 営業費用	1,714,586千円
第 2 項 営業外費用	145,318千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,028,816 千円は、当年度分損益勘定留保資金 729,300千円、過年度分損益勘定留保資金299,516千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	535,259千円
-------------	-----------

第1項 企業債	440,000千円
第2項 長期借入金	50,249千円
第3項 出資金	45,000千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	1,564,075千円
第1項 建設改良費	898,510千円
第2項 企業債償還金	665,565千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
システム更新費	平成29年度	11,122

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
西部水道用水費 供給事業費	389,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
東部水道用水費 供給事業費	51,000			
計	440,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 238,459千円

(2) 交際費 55千円

(他会計からの補助金)

第10条 水源開発及び広域化対策に要する経費にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、70,000千円と定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成28年度富山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度富山県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	75,244,385 ^m ₃		
(2) 主要な建設改良事業			
西部工業用水道建設事業		事業費	260,349千円
利賀川工業用水道建設事業		事業費	13,273千円
固定資産改良事業		事業費	240,008千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	2,188,633千円
第1項 営業収益	2,022,586千円
第2項 営業外収益	166,027千円
第3項 特別利益	20千円
支 出	
第1款 事業費	1,765,729千円
第1項 営業費用	1,634,771千円
第2項 営業外費用	130,438千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,270,030千円は、当年度分損益勘定留保資金710,151千円、過年度分損益勘定留保資金559,879千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	100,044千円

第1項 企業債	81,000千円
第2項 長期借入金	8,979千円
第3項 補助金	3,600千円
第4項 受託工事収入	5,465千円
第5項 工事負担金	1,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,370,074千円
第1項 建設改良費	513,630千円
第2項 受託工事費	5,465千円
第3項 企業債償還金	518,990千円
第4項 他会計借入金償還金	331,700千円
第5項 国庫補助金返還金	289千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
システム更新費	平成29年度	6,672

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部工業用水道建設事業費	31,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること
固定資産改良費	49,400			
計	81,000			

	後において は、当該見 直し後の利 率)	ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
--	-------------------------------	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 110,960千円
- (2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、74,000千円と定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成28年度富山県地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度富山県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場年間総駐車台数 92,345台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	73,277千円
第1項 営業収益	71,382千円
第2項 営業外収益	1,875千円
第3項 特別利益	20千円

支 出

第1款 事業費	54,462千円
第1項 営業費用	48,777千円
第2項 営業外費用	5,165千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額159,392千円は、当年度分損益勘定留保資金16,865千円、過年度分損益勘定留保資金142,527千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10千円
第1項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	159,402千円
第1項 他会計借入金償還金	159,402千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,011千円

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一